

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

 ご照会などにつきましては、お電話で承ります。 第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  0120-876-126 営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00	サービス内容 ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ ②保険金・ボーナス金などの請求のお手続き ③ご契約内容の変更のお手続き
 現在の積立利率などは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。 第一フロンティア生命ホームページ URL http://www.d-frontier-life.co.jp/	
 年2回、「ご契約内容のお知らせ」をご郵送します。 *1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降にご郵送します。	

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。
 必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者（生命保険募集人）に関するお問い合わせは、照会先[第一フロンティア生命03-6685-6500（大代表）]までご連絡ください。

ご確認いただきたい事項

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置*1が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%*2となっています。（2015年2月現在）
 「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
 ※1 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることにしています。
- ※2 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。その補償限度は責任準備金の90%であり、保険金・給付金などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身で申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、みずほ銀行とお客さまとの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）には全く影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ銀行で保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ
 **0120-855-519**
 （受付時間：月～金／9:00～17:00
 （12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く））

[引受保険会社]


第一フロンティア生命保険株式会社
 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1
 大崎ウィズタワー
 電話 (03) 6685-6500（大代表）
 第一フロンティア生命
 第一生命グループ
お客さまサービスセンター  **0120-876-126**
営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00
 ◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

'15年4月版

（登）B14F0333（2015.2.10） 営業F2032-04 '15年3月作成 ラ

第一フロンティア生命の一時払終身保険

プレミアギフトM (円建)

積立利率変動型終身保険



この保険は、**受取重視プラン** と **保障重視プラン** の2つのプランを用意しております。ご契約後にご指定いただいたプランを変更することはできません。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

この書面は「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

MIZUHO

みずほ銀行



第一フロンティア生命
 第一生命グループ

“ふやして” “のこせる” 終身保険です。

受取重視
プラン

(積立金返還型)

家族の
ために

POINT1

ご契約当初から、
一時払保険料を上回る保障が
得られます。

- 一時払保険料100万円からお申し込みいただけます。
- ご契約時に確定する基本保険金額が、
一生涯にわたり最低保証されます。



個別の設計内容につきましては、「設計書」にてご確認ください。

家族の
ために

POINT2

誰にのこすか
決めておくことができ、安心です。

- 死亡保険金を誰にのこすか生前に決めて
おくことができます。
- あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金
を現金ですみやかに受け取ることができます。

自分の
ために

POINT3

15年ごとにボーナス金を受け取れる期待が持てます。

- ご契約から15年ごとに積立利率の見直し(更新)を行います。
- 更新日に適用される積立利率が最低保証積立利率(0.50%)を上回った場合、ボーナス金を受け取れます。

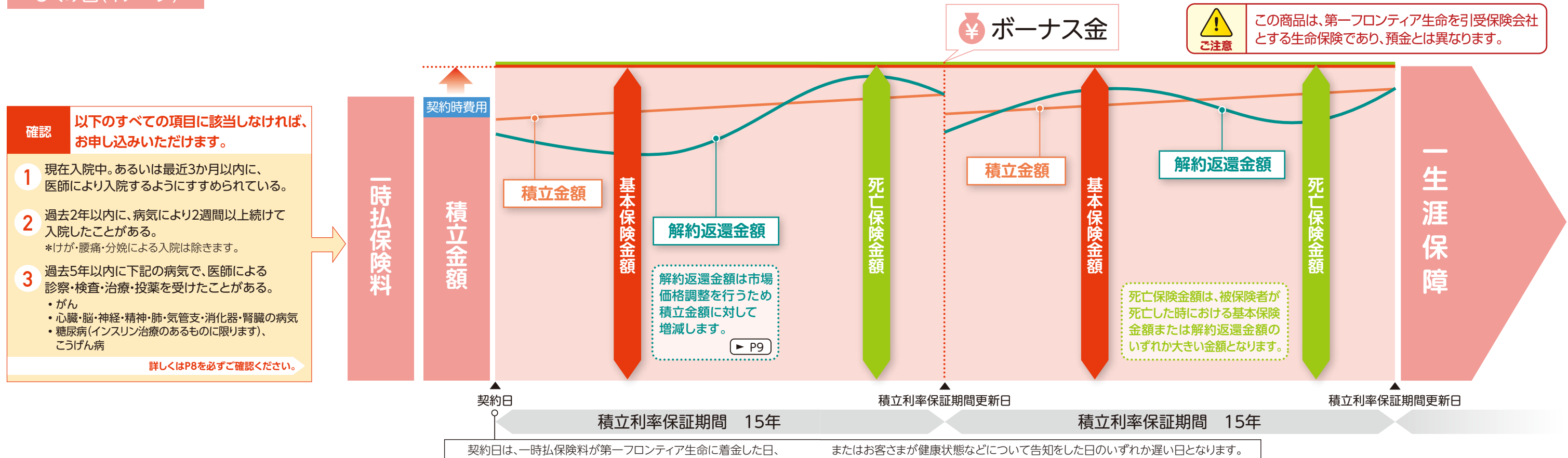


- 積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新しません。したがって、契約年齢が76歳以上となる場合は、積立利率保証期間の更新が1回となります。
- 積立利率保証期間更新日に適用される積立利率が最低保証積立利率(0.50%)の場合、ボーナス金は受け取れません。この場合でも、基本保険金額は更新前と同額となります。

しくみ図(イメージ)

*下記のしくみ図は、更新日に適用される積立利率が最低保証積立利率(0.50%)を上回った場合のイメージを表したものです。

また、将来の死亡保険金額や解約返還金額、ボーナス金のお受取りなどを保証するものではありません。



用語について

○基本保険金額

●死亡保険金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料および契約日における積立利率に基づき計算される金額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。

○ボーナス金(更新時差額返還金)

●「受取重視プラン」をご指定いただき、積立利率保証期間更新日に適用される積立利率が、最低保証積立利率(0.50%)を上回った場合に受け取るお金のことです。最低保証積立利率に基づき計算される積立金額と、更新日に適用される積立利率に基づき計算される積立金額との差額分となります。



負担していただく主な費用 ▶P11

- 契約時費用として、一時払保険料に対して、**4.0%**を乗じた金額を負担していただけます。
 - 積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます)の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。
- *上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

解約・減額する場合のリスク(損失が生じるおそれ)

この保険は、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

商品パンフレット

(保險金增額型)

この冊子では分かりやすさの観点から約款上の用語を下記のとおり表記しております。

約款に記載の名称	この冊子での表記
積立金返還型	受取重視プラン
保険金増額型	保障重視プラン
更新時差額返還金	ボーナス金

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

- この保険は、金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の終身保険です。
- 一時払保険料相当額よりも大きい死亡保険金額が、ご契約の当初から一生涯にわたり最低保証されます。
- この保険には、更新時の取扱いについて「受取重視プラン」と「保障重視プラン」の2つのプランがあります。ご契約のお申込みの際に、どちらかのプランをご指定いただきます。詳しくはP6をご参照ください。
- 積立利率は、国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うために必要な費用を考慮したうえで、毎月2回（1日と16日）設定されます。契約日の積立利率は、積立利率保証期間の満了日まで適用されます。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、最終の更新日に設定された当社所定の利率が、以後終身にわたり適用されます。なお、積立利率は、最低保証積立利率（0.50%）を下回りません。

<この保険のリスク>

この保険は、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

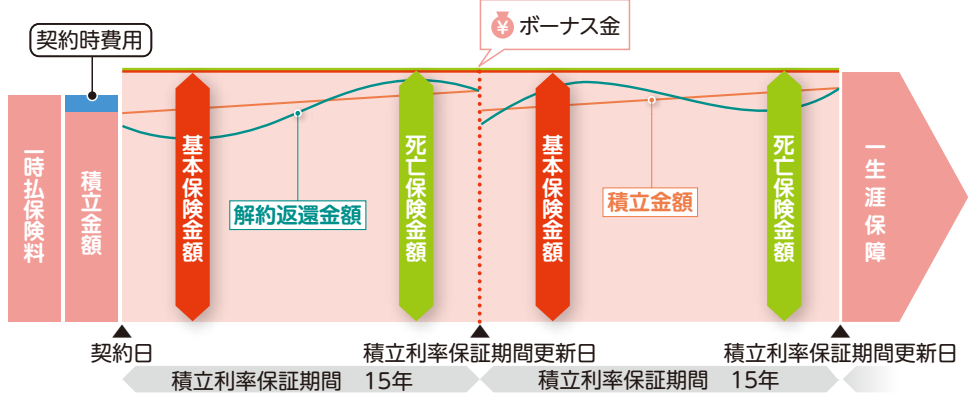
3 この保険のしくみ図は以下のとおりです（更新時の取扱いについて2つのプランがあります）

ご指定いただいたプランをご契約後に変更することはできません。

受取重視プラン

積立利率保証期間更新日に適用される積立利率が、最低保証積立利率（0.50%）を上回っているときに、積立利率保証期間更新日にボーナス金をご契約者にお支払いするプランです（基本保険金額は更新前と同額となります）。

しくみ図（イメージ）



*上記のしくみ図は、更新日に適用される積立利率が最低保証積立利率（0.50%）を上回った場合のイメージを表したものです。また、将来の死亡保険金額や解約返還金額、ボーナス金のお受取りなどを保証するものではありません。

ボーナス金について

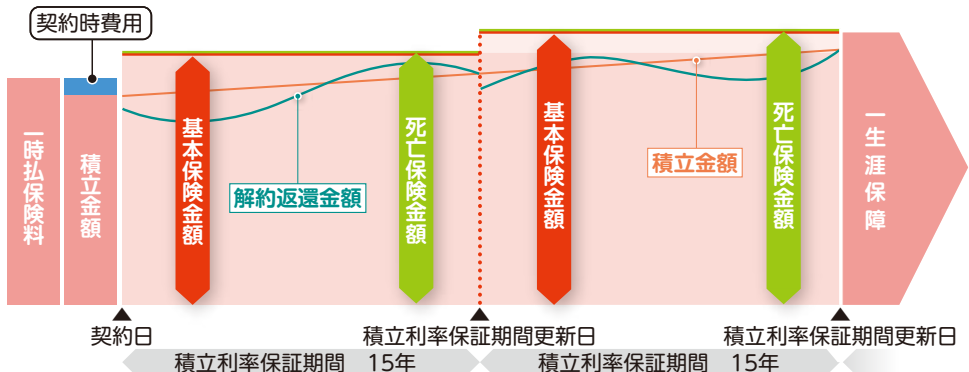
- 積立利率保証期間更新日から、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります）による利息をつけて積み立てておき、ご契約者から請求があったときに、ご契約者にお支払いします。
- ボーナス金が積み立てられている場合は、以下のお取り扱いとなります。
 - ①ご契約を解約した場合、またはご契約が消滅した場合、解約返還金とともにご契約者にお支払いします。
 - ②被保険者が死亡された場合、死亡保険金とともに死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ③下記の特約を付加する場合、つぎのとおり取り扱います。各特約の詳細につきましてはP8をご参照ください。

年金支払移行特約	解約返還金にボーナス金の全額を加えた額を特約年金原資額として、特約年金額を計算します。
死亡給付金等の年金払特約	死亡保険金にボーナス金の全額を加えた額を年金原資額として、特約年金額を計算します。

保障重視プラン

積立利率保証期間更新日に適用される積立利率が、最低保証積立利率（0.50%）を上回っているときに、積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額を増額するプランです。

しくみ図（イメージ）



*上記のしくみ図は、更新日に適用される積立利率が最低保証積立利率（0.50%）を上回った場合のイメージを表したものです。また、将来の死亡保険金額や解約返還金額などを保証するものではありません。

4 この保険では、死亡保険金をお支払いします

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は、被保険者が死亡した時におけるつぎのいずれか大きい金額となります。
 - ・ 基本保険金額
 - ・ 解約返還金額

*責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡保険金をお支払いできないことがあります。詳しくはP13および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

5 契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

一時払保険料	最低	100万円 *保険料の払込単位は、1万円です。
	最高	適用される積立利率、年齢、および性別による加入上限額があります。 詳しくは、「積立利率・基本保険金額例のお知らせ」をお読みください。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
保険期間		終身
積立利率保証期間		15年(15年ごとに積立利率を更新します) ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。
契約日		一時払保険料が第一フロンティア生命に着金した日、またはお客さまが健康状態などについて告知をした日のいずれか遅い日
契約年齢		40歳～87歳(契約日における被保険者の満年齢) *適用される積立利率により、ご契約いただけない年齢・性別があります。
被保険者		ご契約者 *ご契約者と被保険者が異なるご契約は取り扱いません。
ボーナス金受取人(「受取重視プラン」のみ)		ご契約者
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付		取り扱いません。

健康状態など についての告知	ご契約にあたっては、健康状態などについて、第一フロンティア生命が告知書でおたずねします。次の各項目について、1つでも該当した場合は、お引き受けできません。	
	1	現在入院中である。あるいは最近3か月以内に、医師により入院するようにすすめられている。
	2	過去2年以内に、病気により2週間以上続けて入院したことがある。 *けが・腰痛・分娩による入院は除きます。
3	過去5年以内に下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。	
	がん	がん(肉腫・白血病・リンパ腫を含む)
	心臓の病気	狭心症、心筋こうそく、心筋症、心不全、心房細動 および粗動、心臓弁膜症、先天性心臓病
	脳・神経・精神の病気	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、 一過性脳虚血発作、統合失調症、うつ病、認知症
	肺・気管支の病気	慢性気管支炎、肺炎腫
	消化器の病気	慢性肝炎、肝硬変、食道静脈瘤、慢性すい炎
	腎臓の病気	慢性腎炎、腎不全
	右記の病気	糖尿病(インスリン治療のあるものに限り)、こうげん病

6 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

7 この保険には付加できる特約があります

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

年金支払移行特約	■ 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行することができます。 ■ 契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。 ■ 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
死亡給付金等の 年金払特約	■ 死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■ 死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■ 特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回(5回きざみ))から選択いただけます。

8 解約返還金額の計算に際しては、市場価格調整を行います

ご契約を解約・減額した場合、解約返還金が支払われます。

市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。
- 解約・減額に加えて、「年金支払移行特約」を付加して年金受取に移行する場合の特約年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。
- 最終の積立利率保証期間更新日（積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合）以後は市場価格調整を行いません。したがって、解約返還金額は積立金額と同額となります。

解約返還金額の計算方法

解約返還金額

=

解約返還金計算日の積立金額

×

1-市場価格調整率

市場価格調整率

=

1 + 適用されている積立利率

1+解約返還金計算日の積立利率+0.25%

月数

12

*「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。

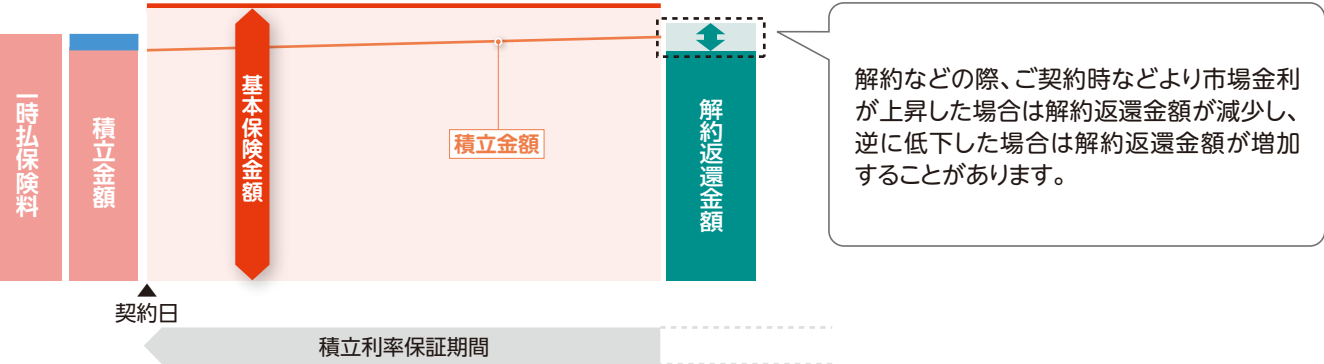
*「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間の更新日とみなした場合に、この保険契約に適用される積立利率とします。

*「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数（残存月数）に応じて以下のとおり計算されます。

残存月数が120か月以下の場合：残存月数

残存月数が121か月以上の場合：残存月数 × 0.6 + 48か月

残存月数は、1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。積立利率保証期間が更新されたとき、残存月数は更新後の積立利率保証期間の満了日までの月数となります。



9 お客さまに負担していただく諸費用があります

費用の詳細については次ページ以降をご参照ください。

!

ご注意

お客さまに負担していただく諸費用について

この保険は、ご契約時に「契約時費用」を負担していただきます。また、ご契約後には、ご契約の維持、死亡保険金などを支払うために必要な費用を負担していただきます。

ご契約時

項 目	費 用
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	一時払保険料に対して、 4.0%

ご契約後

積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます)の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。
*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

【特定のご契約者に負担していただく費用】
「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)* 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額 に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2015年4月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、特約年金受取期間を通じて適用されます。

!

ご注意

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回や
ご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

■お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか
遅い日から起算して8日以内**(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます) **であれば、書面によりご契約のお申込み
の撤回またはご契約の解除**(以下「お申込みの撤回など」といいます) **をすることができます。**

■お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命
あてに送付してください。

＜送り先＞〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。

■ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回
などはできません。

■クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2

健康状態などについて、ありのままをお知らせください(告知義務)

■ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が
保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方などが無条件に契約
されますと、保険料負担の公平性は保たれません。**ご契約にあたっては、健康状態などについて第一フロンティア
生命が告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**

■告知受領権は第一フロンティア生命が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)や第一フロンティア
生命社員に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期の
属する日から2年以内であれば、第一フロンティア生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
ご契約を解除した場合には、たとえ死亡保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることは
できません。この場合には、解約返還金をご契約者にお支払いいたします。

■上記のご契約を解除した場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由と
して、死亡保険金のお支払いができません。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年
経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■ご契約のお申込み後、または死亡保険金などのご請求の際、第一フロンティア生命社員または第一フロンティア生命
が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み内容、ご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

3

ご契約時に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に
着金した日、またはお客さまが健康状態などについて告知をした日のいずれか
遅い日)における積立利率となります

■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。

■お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、積立利率保証期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利の当社所定の期間
における平均値に最大0.5%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、保険契約の維持などに必要な費用
および死亡保険金を支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます)の率(=保険契約関係費率)
を差し引いた利率となります。契約日の積立利率は、積立利率保証期間の満了日まで適用されます。

注意喚起情報

11

12

4 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

5 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき**など)
- **告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合**
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたとき**や、死亡保険金を**詐取する目的で事故を起こしたとき**など)
- 死亡保険金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- **詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 解約返還金額が増加または減少することがあります

解約返還金額の計算方法など詳細はP9をご参照ください。

7 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- **生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。**
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である**生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。**詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。**また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。よって、**告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。**

9 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

10 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

11 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター ☎ 0120-876-126 営業時間：月曜日～金曜日(祝日・年末・年始などの休日を除く)
9:00～17:00

12 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2015年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。

保険期間中(ボーナス金は「受取重視プラン」をご指定いただいた場合の取扱いとなります)

■解約・減額時の差益に対する課税

所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

* 積み立てられたボーナス金とともに受け取る場合は、課税対象額にそのボーナス金の額を合算しません。ボーナス金は、受取時ではなく発生時に課税されます。

■死亡保険金受取時の課税

ご契約者と被保険者が同一の場合、相続税の対象となります。

* 契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。
* 積み立てられたボーナス金とともに受け取る場合は、そのボーナス金の全額についても相続税の対象となります。

■ボーナス金に対する課税

ボーナス金の発生時(積立利率保証期間更新日)に、所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\text{ボーナス金額} - \text{必要経費}^{\ast 2} - \text{特別控除}(50\text{万円})) \times 1/2$$

※1 他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

※2 必要経費(ボーナス金額を上限とします) = 一時払保険料相当額 - それまでに発生したボーナス金の累計額

ご参考資料 生命保険を活用した3つの相続準備

死亡者数

126万8,436人

出所:厚生労働省
人口動態統計 平成25年

課税対象となった被相続人の数

5万4,421人

(死亡者数の4.3%)

出所:国税庁
「国税庁統計年報(平成25年度版)」

相続関係の家事手続案内件数

17万4,494件

出所:最高裁判所/平成24年度「司法統計年報」

必ずしも「相続財産が多いからめめる」「相続財産が少ないからめめない」ということではないようです

①遺産分割準備

お金に宛名をつけることができます。

誰に



どれだけ



のこすか決められます。

■死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができ、遺言と同様の効果があります。

■死亡保険金は受取人の固有の財産となり、原則遺産分割協議の対象外となります。

預貯金・有価証券など

相続人共有の財産として、遺産分割協議が必要

葬儀費用

約199.9万円

出所:日本消費者協会
「葬儀についてのアンケート調査」
報告書(平成22年)

物納+延納申請件数(平成25年度)

1,471件

出所:国税庁/ホームページ

相続発生後、すみやかに使える現金が必要です

②現金の準備

すみやかに現金を受け取れます。

当面の生活費を確保する



相続税を納める



準備ができます。

■あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金ですみやかに受け取ることができますので、当面の生活費や納税資金などに備えることができます。

預貯金・有価証券など<遺産分割の流れ>

遺言書の確認

相続人の確定

遺産の評価・鑑定

遺産分割協議書作成
・相続人全員の署名
・戸籍謄本等 が必要

相続税課税対象となる被相続人1人あたりの平均納付額

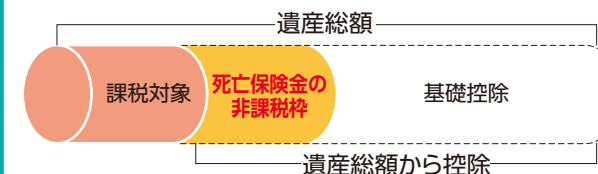
約2,824万円

出所:国税庁「国税庁統計年報(平成25年度版)」

相続財産が多額になるほど相続税の負担は大きくなります

③相続財産評価

相続財産評価を引き下げる効果があります。



■契約者=被保険者で、受取人が相続人である場合の死亡保険金は、他の死亡保険金などと合算のうえ、一定額までが非課税となります。

生命保険金の非課税枠
(相続税法第12条)
500万円×法定相続人の数

例えば

配偶者とお子さま3人の
合計4人が法定相続人の場合、
生命保険金の非課税枠は
500万円×4人=2,000万円

受取人が1人しか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。